

平成 30 年度事業計画書

社会福祉法人 小樽育成院

1. 基本方針

昨年度は社会福祉法人の社会的責任と存在意義が問われた社会福祉法の改正に伴い、規程の変更や組織体制の見直しなど社会福祉法人制度改革への適切な対応を進めてきました。今年度は法人運営を更に強化していく年度となります。

また、本年は法人創立から 120 周年の節目の年であります。これまでの当法人の歩み及び活動を市民・関係者の方々へ報告させて頂く記念事業を開催いたします。その上で、社会福祉法人は地域の財産であるという認識を法人全体で共有し、地域が必要とする役割を果たし、規律ある透明性の高い運営に努める事により、地域の皆様から更なる信頼を頂けるように以下の 4 項目を平成 30 年度の重点目標として取り組みます。

2. 重点目標

①法人運営の取り組み

外部会計事務所の活用により会計基準、経理規程等に基づいた適正な会計処理はもとより、各種法令・規程を遵守した更なる内部統制の確立を図ります。

また、ガバナンスとコンプライアンスの確立のため、法人本部の役割の明確化と機能強化や各種会議等の見直しなどの体制整備による効率的な運営により、安定的な財務基盤の確立を図ります。

②サービスの質向上への取り組み

法人及び各施設・事業所の研修体制の効果的な実施により、基本理念である入居者・利用者的人格と人権を尊重する「人権の確保と擁護」の浸透を図り、安心安全なサービス提供の推進に努めます。虐待や不当な身体拘束、感染症の集団感染予防に取り組み、サービスの質の向上を図ります。

③人材の確保と育成に向けての取り組み

待遇改善と体系的な人材育成システムを目的に再構築した人事考課制度と給与制度の導入により、働きやすくやりがいのある職場環境による職員の定着を図ります。

福祉人材の確保のため、様々な採用広報の活用に加え、新たな採用方法の検討や修学資金貸付制度の導入をいたします。

また、各種実習生や施設見学の受け入れ等も積極的に取り組み、福祉の仕事の啓発を図ります。

④地域との信頼と協力を得るための取り組み

事業運営の各種情報媒体による積極的な情報発信に努め、引き続き透明性の向上を図ります。

地域における公益的な活動の取り組みについては、市内の社会福祉法人の連携により地域の福祉課題に取り組むことを目的として昨年度発足した「しあわせネットワーク・おたる」の事務司法人の 1 つとして中心的役割を果たせるように努めていきます。

また、従来から実施している町会との協働による公益的な活動の充実を図ります。

養護老人ホーム小樽育成院

1. 基本方針

養護老人ホームは、地域における生活困窮高齢者等の受け皿としての「セーフティネット」の重要な役割とともに、超高齢化社会における地域包括ケアの機能の一つとしての役割を担うため、増大する介護ニーズへの対応が求められています。

当施設においては、従前の施設機能の強化を図るため、職員が介護保険サービスの給付を行えるよう「一般型特定施設」への転換を図り、入居者の重度化予防や自立支援に重点を置いた取り組みを進めることで経営基盤の安定を堅持し、生活環境の整備に努めます。

このため、引き続き人材の確保・育成・定着化によるマンパワーの強化を図るほか、自然災害時等の地域連携等を進めていくため、下記の重点目標に沿って事業運営を行います。

2. 重点目標

① 経営基盤の安定・充実強化

実施機関等との連携強化を図りながら措置入所稼働率 97%を堅持するよう努めるとともに、入居者の重度化に対応するため、特定施設フロアの整備や人材を確保することで特定施設の稼働率を 80%まで引き上げ、各種加算算定項目に見合った職員等体制整備も視野に介護報酬の増収に努めます。

② 施設整備と自立支援等

入居者の安心・安全な生活環境を提供するため、引き続き、老朽化設備機器等の更新やエレベーターの改修工事と屋上防水工事の大規模改修に着手します。

また、自立支援・重度化予防の推進を図るため、記録・アセスメント・ケアプランの充実強化に努めます。さらに、介護ロボットの活用から介護リフトの導入を図るとともに、見守りセンサー等の研究調査を進めます。

③ 人材確保と育成及び働きやすい職場づくり

法人本部との連携の下、職員の定着化のため、引き続き、職場内研修等の研修プログラムを整備するとともに、職員体制の指導等の充実強化等に努めます。

また、働きやすい職場づくりのため、衛生委員会を中心にストレスチェックなどのメンタルヘルス対策や腰痛予防対策を進めます。

④ 地域連携及びボランティア活動や情報発信

土砂崩れ等の防災や防犯対策のため、地域連携のあり方等についての非常災害対策計画等の検討を進めます。

また、引き続きボランティア活動の意見交換会を実施し、新規ボランティアの促進に取り組むとともに、ホームページ等で施設の情報発信に努めます。

特別養護老人ホームやすらぎ荘

1. 基本方針

特別養護老人ホームでは入居者の重度化が進む中、ユニットケアの特性を生かし24時間シートの有効的活用を図りながら、ご利用者がその人らしい日々をお過ごしになれるようケアの質の向上に努めていきます。

また、今年度からの介護報酬改定によりやや増収を見込めますが、稼働率目標の達成や各種加算算定項目の調整などで、さらなる経営基盤の安定を図ってまいります。さらに、多職種連携や委員会機能・会議機能の強化なども視野に入れながら運営基盤の安定にも努めていきます。

2. 重点目標

①理念の浸透

研修等を通じ、当法人の運営理念「基本的人権の確保と擁護」の浸透を図り、ユニットケアの手法を活かし、「安心して住みよい施設」を目指していきます。

②内部機能の見直しとサービス実践

人手不足の中、様々な手法のアプローチを駆使しながらの多職種連携や各種委員会・会議機能の見直しや強化を図りながら、効率的かつ効果的な運営を行いサービス実践に繋げていきます。

③人材の確保・育成・定着

法人本部と協力し、高校生や養成校などへの積極的働きかけなどを通じ人材確保をするとともに、研修委員会を中心に育成システムを再検討し、衛生委員会を中心に定着に向けての環境醸成を進めていきます。

④安定した収支の確保

入院や退去による空床期間の短縮化を図るために、入院者や新入居者の動向や意向を詳細にリサーチし早めの入居準備を心がけます。また、短期入所利用においては、通常利用に加えミドルやロング利用の確保を図りながら安定的な稼働を確保してまいります。さらに、介護報酬に係る加算算定項目の調整も検討しながら安定した収支の確保に努めていきます。

⑤地域連携

当法人の事業展開や様々な活動を通じて地域ニーズを把握し、併設事業所の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、通所介護事業所及び町会等と連携して、「地域の核となる施設」としての役割を担うと同時に、地域向けの情報発信も積極的に行ってまいります。

オタモイデイサービスセンター

1. 基本方針

在宅生活の継続を主眼に、利用者の持つ潜在的な力や可能性を引き出せる個別ケア及び、提供するプログラムの充実により、安定した利用者数の確保と運営の安定に努めます。また、地域密着型事業として「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていける」地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域連携の拠点となれるよう、日頃から地域との交流を通じて地域に開かれた事業所を目指します。

2. 重点目標

①収支の改善及び経営の安定

収支改善の方策として、介護保険改正に伴うサービス提供時間の延長や②に述べる提供プログラムの充実により、稼働率の増加に加え、体制整備による取得可能な加算の算定により、収入の確保を検討いたします。

また、経費については水道光熱費や事務用品などの効率的な使用や業務委託経費の削減などの検討により収支バランスの安定を図ります。

② 自立支援に向けたプログラム活動の充実とシステム作り

利用者一人ひとりが、自己選択・自己決定の基、プログラム活動に参加しやすい体制を整備し、楽しみや達成感が得られる環境とシステム作りを行います。

それにより、受動的プログラムから能動的プログラムへと転換を図り、心身の活性化に努めます。

また、年間活動計画を立て、季節の行事に合わせたアクティビティ等の企画・提供を行います。

③スタッフの資質向上と組織力の強化

個人の研修目標を設定し、研修に積極的に参加し知識及び、技術の習得に努めます。

また、各職種の役割を明確化し、業務分掌の再構築を行います。日々の業務についても業務割を作成し、働きやすい環境を整備します。

④地域・ボランティアへの情報提供と連携の強化

地域密着型通所介護として、6ヶ月に1度「運営推進会議」を実施し、地域に開かれたサービスにしていくことで、サービスの質の確保を図ります。

地域のボランティアの積極的な受入れを行い、社会資源の掘り起こしと活用で地域福祉に貢献して行きます。

オタモイケアプランセンター

1. 基本方針

介護保険の基本理念に基づき、自立支援・重度化防止や地域資源有効活用等の観点から居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう関係市町村をはじめ地域包括センターやサービス事業所と綿密な連携を図り、利用者が在宅で安心した生活が継続できるように支援していきます。

2. 重点目標

① 法令順守と安定した利用者数の確保

新規ケースを積極的に受け入れる事で収入の安定を図るとともに、小樽市北西部地域での人口減少に伴う取扱い件数の減少に対応すべく、事業の展開を検討します。

居宅サービス計画等に位置付けたすべての事業所から個別サービス計画の提出を求め、運営基準に定められた適切な運営を行います。

② サービス満足度の向上

事業所内ミーティングを毎週 1 回実施し、業務上の改善点や利用者の情報を共有し、担当ケアマネジャーが不在時でも対応できるように事業所全体で居宅依頼ケースへの対応に努めます。

③ 本人・家族及び関係機関との連携の強化

利用者の入退院時や末期悪性腫瘍に対しては医療機関と総合的に連携をはかり、医療情報に対する専門的観点からの情報を得て医療・介護保険サービスがスムーズに行えるように努めます。

介護支援専門員やサービス担当者会議で解決できない課題がある場合は地域ケア会議で課題を検討し、在宅生活の継続に努めます。

④ 介護支援専門員の資質・専門性の向上・後進の育成

現状の業務における困難事例の検討会を月 1 回実施し、支援困難者への対応力向上を図ります。

権利擁護や認知症高齢者に関する研修や地域包括センター等が実施する事例検討会への参加、他法人との共同事例検討会・研修会等を実施する事で専門知識の習得に努め資質の向上を図ります。

介護支援専門員養成研修実習生の積極的受け入れにより、地域全体のケアマネジメントの質の向上に寄与します。

小樽市北西部地域包括支援センター

1. 基本方針

生活支援体制整備事業、認知症施策、在宅医療・介護連携については、内容がリンクしていることも多く、常に情報交換・情報共有をしながら取り組みができるようにしていきます。

多岐にわたる総合相談については、適宜、必要な関係機関と協働して、つないでいけるようにネットワーク構築を意識しながら支援を実施していきます。

2. 重点目標

①総合相談支援業務

常にワンストップを意識しながら、適宜、関係機関と協働できるような体制を構築していきます。

生活支援体制整備事業で集約したインフォーマルな資源も生かしていくような支援方法を検討していきます。

②権利擁護業務

対応件数は増減の幅があるものの、支援制度のはざまに入ってしまうような支援困難ケースが増えてきて、対応期間が長くなってきています。

迅速な対応と緊急性の見極めに重点を置き、職員の精神的負担にも考慮し、職種違いの2人体勢で対応し解決できるよう努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

変化に合わせたケアマネジメントを心がけ、インフォーマルな面にも改めて目を向けていきます。

昨年度から始まった各地域包括支援センターでの、ケアマネジャー支援の一環としての事例検討会の取り組みも継続していきます。

④介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務

新規の地域版介護予防教室をオタモイ地区で立ち上げ、既存の教室については、年間を通して全教室を3回ずつまわり、出前講座など実施します。

適宜、介護予防サポーターからの相談やレクリエーションの企画等に携わりながらフォローしていきます。